

(案)



令和7年11月19日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 西田 和弘 殿

#### 岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、  
冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫  
製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・  
フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、  
他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 佐藤 吾郎

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿  
調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、  
基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空  
装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月11日及び8月4日岡山地方最低賃金審議会において  
付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で  
別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会  
岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	佐 藤 吾 郎	岡山大学学術研究院法務学域 教授
部会長代理	長谷川 珠 子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 教授
	片 山 裕 之	弁護士

労働者代表委員

	国 友 雅 彦	JAM山陽岡山県連絡会 事務局長
	西 崎 知 佳	日本労働組合総連合会岡山県連合会 副会長
	山 本 浩 二	NTN労働組合岡山支部 支部長

使用者代表委員

	上 田 哲 也	協同組合岡山鉄工センター 事務局長
	菊 山 章 弘	(株)フジワラテクノアート 取締役
	鶴 海 元	カーツ(株) 監査役

## 別 紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

### 1 適用する地域

岡山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- (2) 家庭用エレベータ製造業
- (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- (6) 縫製機械製造業
- (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- (10) 真空装置・真空機器製造業
- (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- (12) 事務用機械器具製造業
- (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (15) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間1,103円
  
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  
- 6 効力発生の日  
法定どおり

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

### 最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第514回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 8月4日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和7年 8月4日	締 切 令和7年8月25日
専門部会委員の任命	令和7年 9月1日	
第1回 専門部会	令和7年 9月25日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議
第2回 専門部会	令和7年 10月1日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和7年 10月1日	締 切 令和7年10月22日
第3回 専門部会	令和7年 10月27日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和7年 11月4日	1 最低賃金額の審議
第5回 専門部会	令和7年 11月19日	1 最低賃金額の審議（結審）